

「2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からの シャトルバス輸送実施計画策定業務」 公募要領

1. 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会 来場者輸送計画検討会（以下、「検討会」という。）を2019年8月に設置し、来場者輸送計画の検討を関係者とともに進めている。

本業務は、2020年12月1日に開催された第167回博覧会国際事務局（BIE）総会において承認された登録申請書及び同年12月25日に公表した万博基本計画を踏まえた輸送対策の検討のうち、主要駅及び会場外駐車場等から大阪市此花区夢洲にある万博会場へのシャトルバス輸送実施計画(案)及び必要なバス確保計画(案)の作成とシャトルバスを確保することを目的とする。

2. 業務の名称

2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務

3. 業務の概要

「仕様書」のとおり

4. 委託上限額

32,000千円（税込）

5. スケジュール

2021年2月5日（金）	公募開始
2021年3月4日（木）	提案書類提出締め切り
2021年3月中旬	評価委員会・プレゼンテーション
2021年3月下旬	契約締結
2023年3月下旬	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 旅行業法第3条の規定に基づく登録があること。
- (2) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (6) 次に掲げる履行実績のいずれかを満たすこと。
 - ① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会、又は、地方博覧会の来場者バス輸送に関する計画又は実施業務を履行した実績があること。
 - ② 2以上の国（日本国を除く）又は海外の都市が公式参加するイベント（オリンピック、国際会議等）や、国又は地方公共団体が発注する国民体育大会や同種の大規模大会の来場者バス輸送に関する計画又は実施業務を履行した実績があること。
 - ③ 上記①、②と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

- ① 配布期間
2021年2月5日（金）から3月4日（木）まで
- ② 配布場所、配布方法
協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
(<https://www.expo2025.or.jp/>)
- ③ 応募書類の受付期間
2021年2月26日（金）10時から3月4日（木）17時まで
- ④ 応募書類の提出方法
応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること。
 - ※ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出は不可とする。
 - ※ 2021年3月4日（木）までの消印があるものを有効とする。また、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メール（kotsu@expo2025.or.jp）で応募した旨を送信すること。
 - ※ 送付先：公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 整備局交通部交通課
(担当：豊田・村田)
 - ※ 住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階
 - ※ 電話番号：06-6625-8675
- ⑤ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。(特に、企画提案に係る書類は、仕様書2(3)「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。)

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書(様式1: 原本1部)
- イ 企画提案書等(仕様書2(3): ①～③の書類: 原本1部、副本10部)
- ウ 応募金額提案書(様式2: 原本1部、副本10部)
- エ 事業実績申告書(様式3: 原本1部、副本10部)
- オ 誓約書(参加資格関係)(様式4: 原本1部)

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

- カ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
- キ ①法人登記簿謄本(1部)
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
- ク 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの)
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ② 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
 - ③ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し(1部: 最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- コ 使用印鑑届(様式5: 原本1部)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする。

- イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務」 提案書 株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めない。
（協会が補正等を求める場合を除く。）
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2021年2月16日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kotsu@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式6）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで ※12時から13時の間を除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務企画提案公募について】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

10. プレゼンテーションの実施

応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、評価委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

- ① 時期：2021年3月中旬
- ② 場所：事前案内通知時に決定
- ③ 時間：事前案内通知時に決定
- ④ 評価者：2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務 評価委員会委員
- ⑤ 内容：業務実施方針について

- ⑥ その他：プレゼンテーションに応募者の出席は3名まで（本業務における管理技術者及び主任技術者を含めること）

11. 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査は、対面形式での開催（場所：大阪）を基本としているが、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、オンラインの可能性もあり、事前案内通知時に決定する。
- プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	○ 同種業務の実績、または類似業務の実績があるか	5点
業務実施体制	○ 総括責任者及び担当者の主な実績 ○ 業務推進方針（各業務に対する取り組み）	5点
シャトルバス輸送実施計画（案）作成	○ シャトルバスに求められる役割や、運行に伴う課題（混雑や収支最適化など）を理解した上で、安全かつ安定的に来場者を輸送するための具体的な検討方針が示されているか。	20点
シャトルバス確保計画（案）作成	○ バスの提供可能台数及び不足台数が、日別に整理されるよう、ヒアリングを行うバス事業者の選定やヒアリング内容等、具体的な調査方針が示されているか。 ○ 不足するバスの確保策の検討・調整について、具体的かつ合理的で、実現可能と思われる方針が示されているか。	10点
バスの確保	○ バスの予約（開催期間中の担保）を行う方法及び、その担保の方法について、具体的で確実な内容等が示されているか。 ○ 予約に係る費用について、開催までの期間を考慮した分かりやすく、客観的かつ合理的な提案となっているか。 ○ バスの確保が、受託者が変更となった場合でも、円滑かつ途切れることなく継続される仕組みについて、具体的で確実な内容等が示されているか。	20点
予約取消しに係る費用	○ 予約を行った時点から開催期間中までの予約取消しに係る費用（キャンセルポリシー）について、費用が発生又は変化する時期等を具体的に示した上で、分かりやすく、客観的かつ合理的な提案となっているか。	10点

バス幹旋	○ 協会が予約したバスを他のバス事業者等に幹旋する場合の仕組みについて、具体的に確実な内容等が示されているか。	10点
バス借上げ料金案の提案、調整	○ バス借上げ料金について、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（令和元年7月29日近運自一公示第10号）公示」に基づいた運賃・料金の設定を反映させながら、借上げ条件や市場の状況等も想定し、バス事業者等の関係団体との具体的かつ現実的な調整方針や提案がされているか。 ○ 開催までのスケジュールを考慮した検討方針が提案されているか。	10点
価格点	○ 価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務の企画提案公募について】において公表する。応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案者の名称
- ③ 全提案者の評価点
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったり、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。
- (2) シャトルバス輸送実施計画の精査等、本業務と密接に関わる今後の業務発注にあたっては、協会は本業務の受託者と優先的に協議を行う可能性がある。